



あなたの書いた遺言書を法務局でお預かりします！

令和2年7月10日「自筆証書遺言書保管制度」が開始しました。

自筆証書遺言書保管制度について

「遺言書」は相続をめぐる紛争を防止するために有効な手段です。しかし、遺言者が書いた、いわゆる「自筆証書遺言書」は、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、改ざんが行われるおそれがあるなどの問題点が指摘されています。

そこで、これらの問題点を解消するための方策として、遺言者が作成した遺言書の保管等を法務局が行う新しい制度が創設されました。

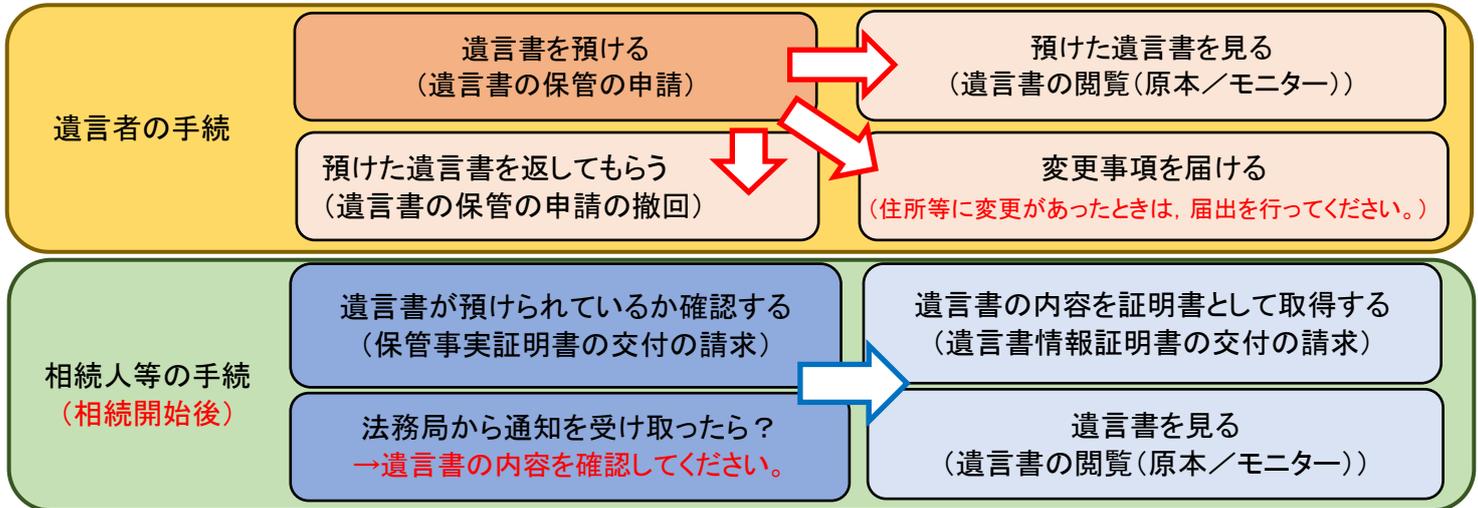
自筆証書遺言と公正証書遺言の違い(遺言書の作り方・残し方の選択肢)

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	自宅等で保管 (従来の制度)	法務局で保管 (R2.7.10から)	
概要	自分で全文を書く(自書する。) *ただし、財産目録は、パソコンで作成可		法律の専門家である公証人が 正確に作成し、保管する。
手順	自宅等	法務局	公証役場
	《遺言を書く前の準備》 ●確認すること ・自筆証書遺言書の法律上の要件 ・遺言者の相続財産 ・法定相続人 ●決めておくこと ・遺言の内容(税法上の問題がないかを含む。) ・遺言執行者等		公証人が、遺言者の真意を 正確にまとめ、作成する。 ●確実 …不備により無効になるおそれがない。 遺言内容を確実に実行できる。 ●安心 …発見されない、改ざん、隠ぺい等 のおそれがない。
	《遺言を書く》 ●自書する。 (全文、日付、氏名の自署が必要) *内容について、法律的に不備がないよう、 具体的・正確に記載する。 →遺言の内容があいまい・不正確な場合は、 相続人間で争いになるおそれがある。また、 不備により無効になるおそれがある。 ●押印する。		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 信頼性が高い制度 </div> ★詳しくは、公証役場へお問い合わせください。
	《遺言書を自宅等で保管》 ●改ざん防止のため、封筒 に入れて封印することが望 ましい。 ●遺言書の存在について相 続人が気づかない場合や、 紛失のおそれがある。	《遺言書を法務局で保管》 ●未封の遺言書と申請書、 添付書類等を提出する。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;"> 遺言の内容の助言・ 審査はできません。 </div>	
本人確認	不要	必ず法務局に出頭	公証役場に出頭(原則) (ただし、公証人が出張することが可能)
手数料	不要	要(3,900円)	要(財産価格による)
裁判所の 検認	要	不要	不要

鳥取地方法務局供託課 ☎0857-22-2287
 鳥取地方法務局倉吉支局 ☎0858-22-4108
 鳥取地方法務局米子支局 ☎0859-22-6161

鳥取公証人合同役場 ☎0857-24-3030
 米子公証役場 ☎0859-32-3399
 倉吉公証役場 ☎0858-22-0437

自筆証書遺言書保管制度の主な手続



遺言書の保管の申請(遺言者)

- ①自筆証書遺言に係る遺言書を作成する。
- ②保管の申請をする遺言書保管所を決める。
(以下のいずれかを管轄する遺言書保管所)
 - ・遺言者の住所地
 - ・遺言者の本籍地
 - ・遺言者が所有する不動産の所在地
- ③申請書を作成する。
- ④保管の申請の予約をする。
- ⑤保管の申請をする。
遺言書, 申請書(法務省ホームページからダウンロードできます。), 添付書類(本籍の記載がある住民票の写し等), 本人確認書類(顔写真付き), 手数料(3,900円)
- ⑥保管証を受け取る。



遺言書情報証明書の交付(相続人等)

- ①交付の請求をする遺言書保管所を決める。
(全国のどこの遺言書保管所でも, 交付の請求をすることができます。)
- ②遺言書情報証明書の交付請求書を作成する。
遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍(除籍)謄本, 相続人全員の戸籍謄本, 相続人全員の住民票の写し等
*これらの添付書類は, 「法定相続情報一覧図の写し」(住所の記載があるもの)でも可
- ③交付の請求の予約をする。
- ④交付の請求をする。(手数料1通1,400円)
- ⑤証明書を受け取る。
*相続人等が証明書の交付を受けると, その方以外の相続人に対して遺言書を保管している旨の通知をします。

よくあるお問合せ

Q. 保管の対象となる遺言書は, どのようなものですか?

A. 保管の対象となるのは, 自筆証書による遺言のみです。また, 遺言書は, 法務省令で定める様式に従って作成され, 封のされていないものでなければなりません。

Q. 自筆証書遺言書の内容について, 相談できますか?

A. 遺言書保管所では, 遺言書の内容について相談をお受けすることはできませんので, 司法書士・弁護士等に相談してください。

Q. 遺言書の保管の申請は, 郵送や代理でもできますか?

A. 遺言書の保管の申請は, 郵送や代理による申請はできません。遺言者本人が, 窓口に来庁していただく必要があります。

Q. 本人確認について, 顔写真付きの身分証明書を所持していない場合どうすればよいですか?

A. 本人確認書類(顔写真付き)がなければ, 保管の申請はできません。例えば, マイナンバーカードをお作りいただく方法があります。

Q. 遺言者本人が病気のため遺言書保管所へ出頭できない場合は, どうすればよいですか?

A. 本人出頭主義を課していることから, その場合には, 本制度をご利用いただけません。なお, 介助のために付添人が同伴していただくことは差し支えありません。

Q. 自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらを選べばよいですか?

A. 自筆証書遺言と公正証書遺言の主な特長については, 表面に記載していますので, 参考にしてください。どちらを選ぶべきかは, ご本人の判断ですので, 遺言書保管所ではお答えできません。

自筆証書遺言書保管の申請等は全て予約制です。詳しくは, 法務省ホームページをご覧ください。